

人定第16号
平成30年4月1日

本省局部課長 殿

法務省大臣官房人事課長
(公印省略)

本省内部部局の職員の配置定員について（依命通達）
標記については、別表のとおりとされましたので、その適正な運用に留意願います。

なお、平成29年4月1日付け人定第20号当職依命通達「本省内部部局の職員の配置定員について」は、廃止します。

別表 本省内部部局の職員の配置定員

局 部 課 名 又は官職名	配 置 定 員 (人)								計 うち検事	
	特 別 職	指 定 職	行 政 職 (一)		行 政 職 (二)	医 療 職	専 門 ス タッフ 職	合		
			うち検事	うち検事						
事務次官		1							1	
秘書官	1								1	
官房長		1	1						1 1	
サイバーセキュリティ・ 情報化審議官		1							1	
官房審議官		2		3 3					5 3	
官房参事官				5 4					5 4	
秘書課				52 2					52 2	
人事課				41 3					41 3	
会計課				76 1 24					100 1	
国際課				20 3					20 3	
施設課				79 1				1	80 1	
厚生管理官				20			5		25	
司法法制部		1 1	59 5						60 6	
うち国立国会図書館支部法務図書館			6						6	
大臣官房小計	1	6 2	355	22 24	5	1		392	24	
民事局		1 1	91	14					92 15	
刑事局		1 1	59	15					60 16	
矯正局		1 1	71	1					72 2	
保護局		1 1	35	3					36 4	
人権擁護局		1 1	23	3					24 4	
訟務局		1 1	76	26			1	78	27	
入国管理局		1 1	137	2					138 3	
合計	1	13 9	847	86 24 5	2			892	95	

備考 「うち検事」は、法務省設置法(平成11年法律第93号)附則第4項の規定により充てることができる検事の人数であり、内数である。